

平成 29 年 1 月 13 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

(商号又は名称) バークレイズ投信投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役 佐々木 敏彦 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等

- ① 資本金の額（本書提出日現在）： 2億円
- ② 会社が発行する株式総数： 40,000株
- ③ 発行済株式総数： 15,530株
- ④ 過去5年間における主な資本金の額の増減：

実施日	発行株数	資本金の増加額
平成23年6月13日	2,000株	100,000千円
平成24年3月7日	2,000株	100,000千円
平成26年2月17日	2,000株	100,000千円
平成27年11月25日	0株	△599,000千円

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

定款等に基づく当社の意思決定機構は、以下のとおりです。

1) 株主総会

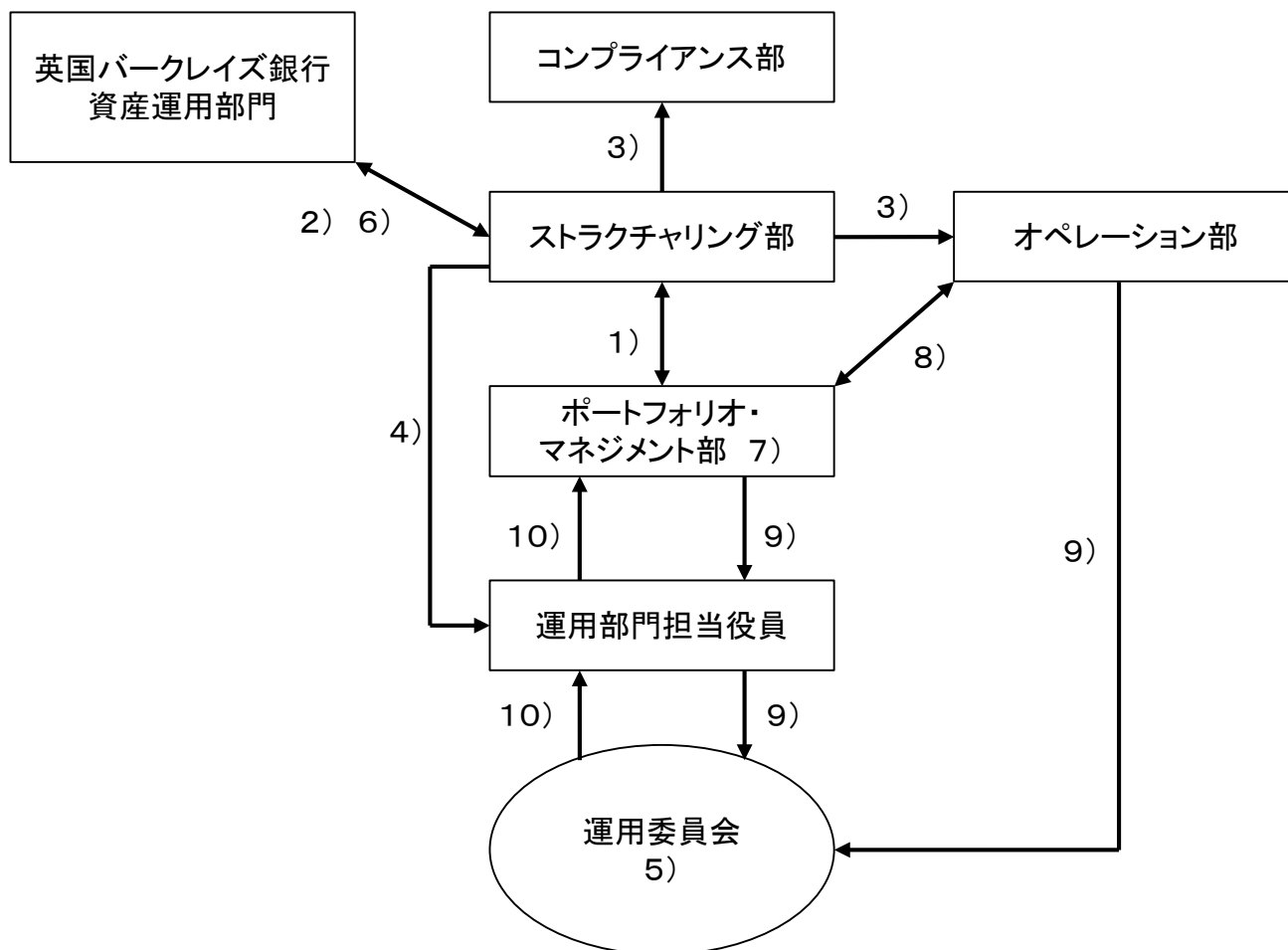
株主によって構成され、取締役および監査役の選任および解任、剰余金の配当の承認、定款変更等の重要事項の承認等を行います。

2) 取締役会

取締役全員をもって構成され、業務執行の決定、代表取締役の選定および解職、取締役の職務の執行の監督を行います。定款では、取締役は3名以上、監査役は1名以上とする旨定められています。なお、監査役は、取締役会に出席して意見を述べる事ができます。

② 投資運用の意思決定機構

当社の投資運用における主要な意思決定および投資の実行にかかる体制は、以下のとおりです。なお、英国バークレイズ銀行とは当社の親法人等であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーです。



- 1) 当社ストラクチャリング部がポートフォリオ・マネジメント部とファンドの基本的な運用方針や条件等を協議し原案を決定
- 2) 英国バークレイズ銀行の資産運用部門に新規設定ファンドの原案の提案、協議
- 3) 新規設定ファンド原案について事務面、制度面からの実現可能性をオペレーション部及びコンプライアンス部が確認
- 4) ストラクチャリング部が運用部門担当役員に新規設定ファンド案の承認を申請
- 5) 新規設定ファンド案を運用委員会で機関決定
- 6) ストラクチャリング部が承認済み新規設定ファンド案を英国バークレイズ銀行の資産運用部門に通知
- 7) ファンド設定、ポートフォリオ・マネジメント部による運用執行
- 8) オペレーション部によるファンドのリスク取得状況、投資制限遵守状況、運用パフォーマンス

マンズのモニタリング

- 9) ポートフォリオ・マネジメント部がファンドの運用状況を、オペレーション部が運用状況等のモニタリング結果を運用委員会にそれぞれ報告
- 10) ポートフォリオ・マネジメント部へのフィードバック

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年12月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除く。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	29	181,371
追加型株式投資信託	19	175,935
株式投資信託 合計	48	357,306
単位型公社債投資信託	27	154,848
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	27	154,848
総合計	75	512,154

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月10日

パークレイズ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ投信投資顧問株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ投信投資顧問株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

		第8期 (平成26年12月31日現在)		第9期 (平成27年12月31日現在)	
区 分	注 記 番 号	金 額(千円)		金 額(千円)	
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金			196,860		510,673
前 払 費 用			260		2,224
未 収 委 託 者 報 酬			286,155		258,710
未 収 収 益	※		7,141		-
繰 延 税 金 資 産			-		55,935
流 動 資 産 計			490,417		827,544
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			496		496
長 期 差 入 保 証 金		496		496	
固 定 資 産 計			496		496
資 産 合 計			490,913		828,040
(負 債 の 部)					
流 動 負 債					
預 り 金			15,904		8,539
未 払 費 用	※		98,346		121,660
未 払 消 費 税 等			8,049		12,593
未 払 法 人 税 等			6,525		20,762
賞 与 引 当 金			18,277		19,572
流 動 負 債 計			147,104		183,128
固 定 負 債					
退 職 給 付 引 当 金			18,915		8,318
固 定 負 債 計			18,915		8,318
負 債 合 計			166,019		191,446
(純 資 産 の 部)					
株 主 資 本					
資 本 金			799,000		200,000
資 本 剰 余 金					
資 本 準 備 金		754,000		200,000	
資 本 剰 余 金 合 計			754,000		200,000
利 益 剰 余 金					
そ の 他 利 益 剰 余 金					
繰 越 利 益 剰 余 金		△ 1,228,106		236,593	
利 益 剰 余 金 合 計			△ 1,228,106		236,593
株 主 資 本 合 計			324,893		636,593
純 資 産 合 計			324,893		636,593
負 債 ・ 純 資 産 合 計			490,913		828,040

(2) 損益計算書

区 分	注記 番号	第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)		第 9 期 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)	
		金 額(千円)		金 額(千円)	
営業収益					
委託者報酬			647,992		970,216
その他 営業収益	※		27,364		23,203
営業収益計			675,357		993,419
営業費用					
支払手数料	※		150,768		233,803
委託計算費			41,446		57,879
営業雑経費			3,385		3,036
通信費		1,245		1,339	
印刷費		116		42	
協会費		2,024		1,655	
営業費用計			195,600		294,719
一般管理費					
給料			288,421		275,647
役員報酬		65,027		65,458	
給料・手当		199,250		188,859	
賞与引当金繰入額		24,143		21,329	
福利厚生費			23,072		27,122
交際費			312		251
旅費交通費			217		1,111
事務委託費			39,834		34,854
租税公課			10,732		14,896
不動産賃借料			16,352		16,352
退職給付費用			37,943		9,082
諸経費			36,667		41,608
一般管理費計			453,555		420,926
営業利益			26,201		277,773
営業外収益					
受取利息		2		2	
為替差益		239		-	
営業外収益計			241		2
営業外費用					
為替差損		-		170	
営業外費用計			-		170
経常利益			26,443		277,606
税引前当期純利益			26,443		277,606
法人税、住民税及び事業税			3,803		21,842
法人税等調整額			-		△55,935
当期純利益			22,640		311,699

(3) 株主資本等変動計算書

第8期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	699,000	654,000	-	654,000	△1,250,746	△1,250,746	102,253	102,253
当期変動額								
新株の発行	100,000	100,000	-	100,000	-	-	200,000	200,000
当期純利益	-	-	-	-	22,640	22,640	22,640	22,640
当期変動額 合計	100,000	100,000	-	100,000	22,640	22,640	222,640	222,640
当期末残高	799,000	754,000	-	754,000	△1,228,106	△1,228,106	324,893	324,893

第9期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	799,000	754,000	-	754,000	△1,228,106	△1,228,106	324,893	324,893
当期変動額								
資本金・資本 準備金から その他資本剰 余金への振替	△599,000	△554,000	1,153,000	599,000	-	-	-	-
その他資本剰 余金からその他 利益剰余金へ の振替	-	-	△1,153,000	△1,153,000	1,153,000	1,153,000	-	-
当期純利益	-	-	-	-	311,699	311,699	311,699	311,699
当期変動額 合計	△599,000	△554,000	-	△554,000	1,464,699	1,464,699	311,699	311,699
当期末残高	200,000	200,000	-	200,000	236,593	236,593	636,593	636,593

重要な会計方針

項 目	第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)	第 9 期 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)
1. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金及び退職一時金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、確定給付企業年金制度の退職給付債務は、簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により当事業年度末における見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
2. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第 8 期 (平成 26 年 12 月 31 日現在)	第 9 期 (平成 27 年 12 月 31 日現在)
<p>※ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 11,615 千円 未収収益 7,141 千円</p>	<p>※ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 19,903 千円</p>

(損益計算書関係)

第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)	第 9 期 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)
<p>※ 関係会社との取引 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>支払手数料 16,062 千円 その他営業収益 27,364 千円</p>	<p>※ 関係会社との取引 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>支払手数料 62,960 千円 その他営業収益 23,203 千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第8期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	13,530	2,000	—	15,530
合計	13,530	2,000	—	15,530

(注)平成26年2月17日に、株主割当の方法による新株式2,000株を発行いたしました。

第9期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,530	—	—	15,530
合計	15,530	—	—	15,530

(金融商品関係)

第8期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言、代理業を行っており、資金計画に照らして必要な資金(主に親会社からの資本増額及びグループ銀行からの借入れ)を調達しております。自己資金によるトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託契約に基づき信託財産から当社に対して支払われる委託者報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、営業債権である未収収益は、親会社であるパークレイズ銀行のトレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの未収金額であり、親会社の財務状況が良好であることから信用リスクはほとんどないと認識しております。いずれの場合においても定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	196,860	196,860	—
未収委託者報酬	286,155	286,155	—
未収収益	7,141	7,141	—
資産計	490,156	490,156	—
未払費用	98,346	98,346	—
負債計	98,346	98,346	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益並びに未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内
現金・預金	196,860
未収委託者報酬	286,155
未収収益	7,141

第9期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言、代理業を行っており、資金計画に照らして必要な資金(主に親会社からの資本増額及びグループ銀行からの借入れ)を調達しております。自己資金によるトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託契約に基づき信託財産から当社に対して支払われる委託者報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、未収委託者報酬について、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	510,673	510,673	—
未収委託者報酬	258,710	258,710	—
資産計	769,383	769,383	—
未払費用	121,660	121,660	—
負債計	121,660	121,660	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬並びに未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内
現金・預金	510,673
未収委託者報酬	258,710

(退職給付関係)

第8期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与に基づいた一時金を支給します。

なお、確定給付企業年金制度の退職給付債務は、簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により当事業年度末における見込額を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	23,529千円
退職給付費用	34,583千円
退職給付の支払額	△24,228千円
制度への拠出金	△14,969千円
退職給付引当金の期末残高	<u>18,915千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	88,308千円
年金資産	△81,713千円
	<u>6,595千円</u>
非積立制度の退職給付債務	12,320千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>18,915千円</u>
退職給付引当金	<u>18,915千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>18,915千円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した確定給付制度に係る退職給付費用	34,583千円
-------------------------	----------

3. 確定拠出制度	
確定拠出制度への要拠出額	3,360千円

第9期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与に基づいた一時金を支給します。

なお、確定給付企業年金制度の退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により当事業年度末における見込額を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	18,915千円
退職給付費用	5,669千円
退職給付の支払額	△1,531千円
制度への拠出金	△14,736千円
退職給付引当金の期末残高	<u>8,318千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	91,732千円
年金資産	△91,658千円
	<u>73千円</u>
非積立制度の退職給付債務	8,244千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>8,318千円</u>
退職給付引当金	<u>8,318千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>8,318千円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した確定給付制度に係る退職給付費用	5,669千円
-------------------------	---------

3. 確定拠出制度	
確定拠出制度への要拠出額	3,412千円

(ストック・オプション等関係)

第8期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

第9期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第8期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	第9期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">6,514</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">6,741</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">3,725</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,091</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;"><u>408,701</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">426,773</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△426,773</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>—</u></td> </tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	6,514	退職給付引当金	6,741	未払費用	3,725	未払事業税	1,091	繰越欠損金	<u>408,701</u>	繰延税金資産小計	426,773	評価性引当額	<u>△426,773</u>	繰延税金資産合計	<u>—</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">6,470</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">2,683</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,041</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,465</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;"><u>300,317</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">314,979</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△259,043</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>55,935</u></td> </tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	6,470	退職給付引当金	2,683	未払費用	4,041	未払事業税	1,465	繰越欠損金	<u>300,317</u>	繰延税金資産小計	314,979	評価性引当額	<u>△259,043</u>	繰延税金資産合計	<u>55,935</u>
繰延税金資産																																					
賞与引当金	6,514																																				
退職給付引当金	6,741																																				
未払費用	3,725																																				
未払事業税	1,091																																				
繰越欠損金	<u>408,701</u>																																				
繰延税金資産小計	426,773																																				
評価性引当額	<u>△426,773</u>																																				
繰延税金資産合計	<u>—</u>																																				
繰延税金資産																																					
賞与引当金	6,470																																				
退職給付引当金	2,683																																				
未払費用	4,041																																				
未払事業税	1,465																																				
繰越欠損金	<u>300,317</u>																																				
繰延税金資産小計	314,979																																				
評価性引当額	<u>△259,043</u>																																				
繰延税金資産合計	<u>55,935</u>																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 %)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">38.0</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△34.9</td> </tr> <tr> <td>役員給与損金不算入</td> <td style="text-align: right;">8.9</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">3.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>△1.2</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>14.3</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	38.0	(調整)		評価性引当額の増減	△34.9	役員給与損金不算入	8.9	住民税均等割	3.5	その他	<u>△1.2</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>14.3</u>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 %)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">35.6</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金の利用</td> <td style="text-align: right;">△28.9</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△20.1</td> </tr> <tr> <td>法人税率の変更等による影響</td> <td style="text-align: right;">1.5</td> </tr> <tr> <td>役員給与損金不算入</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>△1.2</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>△12.2</u></td> </tr> </table>	法定実効税率	35.6	(調整)		税務上の繰越欠損金の利用	△28.9	評価性引当額の増減	△20.1	法人税率の変更等による影響	1.5	役員給与損金不算入	0.8	その他	<u>△1.2</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△12.2</u>						
法定実効税率	38.0																																				
(調整)																																					
評価性引当額の増減	△34.9																																				
役員給与損金不算入	8.9																																				
住民税均等割	3.5																																				
その他	<u>△1.2</u>																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>14.3</u>																																				
法定実効税率	35.6																																				
(調整)																																					
税務上の繰越欠損金の利用	△28.9																																				
評価性引当額の増減	△20.1																																				
法人税率の変更等による影響	1.5																																				
役員給与損金不算入	0.8																																				
その他	<u>△1.2</u>																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△12.2</u>																																				
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。</p> <p>これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の35.64%から33.06%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額が4,358千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。</p>																																				

(セグメント情報等関係)

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

当社は、投資運用業及び附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

第 8 期（自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
米国ジニーメイ MBS ファンド (適格機関投資家向け)	97,821
ダイナミック・ベクター・ファンド (非課税適格機関投資家向け)	69,697

第 9 期（自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第8期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー(パークレイズ銀行)	英国ロンドン市	2,380,000千ポンド	銀行業	被所有 間接100%	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る運用再委託者報酬の支払(注2)	16,062	未払費用(注1)	11,615
							トレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの受取(注3)	27,364	未収収益(注1)	7,141

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	パークレイズ証券株式会社	東京都港区	32,945,000千円	金融商品取引業	-	当社投資信託の募集及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等及び内部管理部門の兼職	投資信託に係る事務代行手数料等の支払(注5)	91,077	未払費用(注4)	32,007
							シェアードサービス等費用の振替(注6)	13,708	未払費用(注4)	14,511
親会社の子会社	パークレイズ・サービス・ジャパン・リミテッド	英国ロンドン市	100ポンド	関連会社の事務管理業	-	資産の賃貸借等	支払家賃等(注7)	35,195	未払費用(注4)	8,798

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 期末残高には消費税等は含まれておりません。

(注2) 投資信託の運用に係る運用再委託報酬については、一般的な運用再委託報酬率や商品性等を勘案し決定しております。

(注3) 委託者報酬のサポートフィーについては商品性等を勘案して決定しております。

(注4) 期末残高には消費税等が含まれております。

(注5) 投資信託に係る事務代行手数料等については商品性等を勘案し決定しております。

(注6) シェアードサービスの(使用)負担に応じて決定しております。

(注7) 支払家賃等は、使用負担に応じて決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社

(1) 親会社情報

パークレイズ・キャピタル・アジア・ホールディングス・リミテッド(非上場)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第9期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー(パークレイズ銀行)	英国ロンドン市	2,380,000千ポンド	銀行業	被所有間接100%	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る運用再委託者報酬の支払(注2)	62,960	未払費用(注1)	19,903

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	パークレイズ証券株式会社	東京都港区	32,945,000千円	金融商品取引業	-	当社投資信託の募集及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等及び内部管理部門の兼職	投資信託に係る事務代行手数料等の支払(注4)	121,071	未払費用(注3)	31,358
							シェアードサービス等費用の振替(注5)	10,650	未払費用(注3)	6,400
親会社の子会社	パークレイズ・サービス・ジャパン・リミテッド	英国ロンドン市	100ポンド	関連会社の事務管理業	-	資産の賃貸借等	支払家賃等(注6)	40,623	未払費用(注3)	19,976

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 期末残高には消費税等は含まれておりません。

(注2) 投資信託の運用に係る運用再委託報酬については、一般的な運用再委託報酬率や商品性等を勘案し決定しております。

(注3) 期末残高には消費税等が含まれております。

(注4) 投資信託に係る事務代行手数料等については商品性等を勘案し決定しております。

(注5) シェアードサービスの(使用)負担に応じて決定しております。

(注6) 支払家賃等は、使用負担に応じて決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社

(1) 親会社情報

パークレイズ・キャピタル・アジア・ホールディングス・リミテッド(非上場)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)	第 9 期 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額 20,920 円 38 銭 1 株当たり当期純利益金額 1,482 円 95 銭	1 株当たり純資産額 40,991 円 19 銭 1 株当たり当期純利益金額 20,070 円 80 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 22,640 千円 普通株主に帰属しない金額 ー千円 普通株式に係る当期純利益 22,640 千円 普通株式の期中平均株式数 15,267 株	1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 311,699 千円 普通株主に帰属しない金額 ー千円 普通株式に係る当期純利益 311,699 千円 普通株式の期中平均株式数 15,530 株

(重要な後発事象)

第 8 期(自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)
該当事項はありません。

第 9 期(自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)
該当事項はありません。

(その他に関する注記)

第 8 期(自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)
該当事項はありません。

第 9 期(自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日)

1. 資本金および資本準備金の額の減少

平成 27 年 10 月 15 日開催の臨時株主総会において資本金および資本準備金の額の減少について決議し下記のとおり行われました。

- (1) 減少した資本金の額 599,000 千円
- (2) 減少した資本準備金の額 554,000 千円
- (3) 資本の欠損の填補に充当する額 1,153,000 千円
- (4) 効力発生日 平成 27 年 11 月 25 日

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度に係る中間会計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。
3. なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、平成28年7月1日に名称を変更し、PwCあらた有限責任監査法人になりました。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年9月1日

パークレイズ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ投信投資顧問株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パークレイズ投信投資顧問株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第 10 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)	
区 分	注記 番号	金 額(千円)	
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金			697,072
前 払 費 用			1,813
未 収 委 託 者 報 酬			276,097
未 収 収 益			22,673
繰 延 税 金 資 産			68,739
流 動 資 産 計			1,066,396
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			496
長 期 差 入 保 証 金		496	
固 定 資 産 計			496
資 産 合 計			1,066,892
区 分	注記 番号	金 額(千円)	
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			
預 り 金			14,419
未 払 費 用			108,591
未 払 法 人 税 等			33,477
賞 与 引 当 金			6,497
未 払 消 費 税 等			10,255
流 動 負 債 計			173,242
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			3,682
固 定 負 債 計			3,682
負 債 合 計			176,924
(純 資 産 の 部)			
株 主 資 本			
資 本 金			200,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金		200,000	
資 本 剰 余 金 合 計			200,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金		489,968	
利 益 剰 余 金 合 計			489,968
株 主 資 本 合 計			889,968
純 資 産 合 計			889,968
負 債 ・ 純 資 産 合 計			1,066,892

(2) 中間損益計算書

		第10期中間会計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
区 分	注記 番号	金 額(千円)
営業収益		
委託者報酬		619,151
その他営業収益		22,673
営業収益計		641,825
営業費用		
支払手数料		142,397
その他営業費用		34,974
営業費用計		177,373
一般管理費		191,754
営業利益		272,697
営業外収益		1
営業外費用		54
経常利益		272,644
税引前中間純利益		272,644
法人税、住民税及び事業税		32,073
法人税等調整額		△12,803
中間純利益		253,374

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間(自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	200,000	200,000	200,000	236,593	236,593	636,593	636,593
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	-	253,374	253,374	253,374	253,374
当中間期変動額 合計	-	-	-	253,374	253,374	253,374	253,374
当中間期末残高	200,000	200,000	200,000	489,968	489,968	889,968	889,968

重要な会計方針

項 目	第 10 期中間会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)
1.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金及び退職一時金について当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、確定給付企業年金制度の退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により当中間会計期間末における見込額を計上しております。
2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)
該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 10 期中間会計期間(自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,530	—	—	15,530
合 計	15,530	—	—	15,530

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第10期中間会計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	697,072	697,072	—
未収委託者報酬	276,097	276,097	—
未収収益	22,673	22,673	—
資産計	995,843	995,843	—
未払費用	108,591	108,591	—
負債計	108,591	108,591	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等関係)

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。

当社は、投資運用業及び附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

第10期中間会計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 10 期中間会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	57,306 円 38 銭
1 株当たり中間純利益金額	16,315 円 19 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益金額算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	253,374 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	253,374 千円
普通株式の期中平均株式数	15,530 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成 29 年 2 月 9 日
作成基準日 平成 28 年 9 月 1 日

本店所在地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
お問い合わせ先 オペレーション部